介護予防・日常生活支援総合事業施設運営費助成補助金交付要綱

（目的）

第１条　市長は、令和６年４月１日に行われた介護報酬改定の影響により業況悪化を来している 介護施設等を運営する者（以下「事業者」という。）に対し、事業者の負担を軽減するため、特に影響の大きい４月分の報酬額のうち、報酬改定による影響額の一部について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和５５年浜松市規則第１７号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 介護施設等　浜松市から介護保険法第４１条第１項、第４２条の２第１項、第４６条第１項、第４８条第１項第１号、第９４条第１項及び第１０７条第１項の指定又は開設許可を受けた市内事業所をいう。

(2) 事業実施　前号に規定する指定又は開設許可を受け、浜松市の被保険者に対して介護サービスを提供し、介護給付費又は予防給付費（以下「介護給付費」という。）の請求を行っているものをいい、休止又は廃止をしている場合等を含まない。

(3) 介護予防訪問サービス　浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱第４条及び第43条に規定するサービスをいう。

(4) 介護予防通所サービス　浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱第53条及び第71条に規定するサービスをいう。

（補助対象者）

第３条　補助を受けることができる者は、次に定める各号のとおりとする。

(1) 市内で介護施設等を運営する法人であること。

(2) 介護予防訪問サービス若しくは介護予防通所サービス又はその両方を提供する事業者であること。

(3) 令和７年２月２６日時点で事業実施していること（第２条第１号に規定する指定又は開設許可を受けていても、令和６年４月１日から令和７年２月２８日まで継続してサービス提供及び介護給付費の請求を行っていない介護施設等は補助対象から除く。）。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) その他市長が不適当と認めた者でないこと。

（補助金の額）

第４条　令和６年８月３１日までに審査された介護予防訪問サービス及び介護予防通所サービスに係る介護サービス提供実績（浜松市が設置者かつ浜松市が所有する建物で事業実施する介護施設等に係る介護サービス提供実績を除く。)のうち、令和６年４月に提供されたサービスに対して、令和６年５月１日から再改定された基本報酬単位を用いて算出した額から令和６年４月１日に改定された基本報酬単位を用いて算出した額を減じて得た額。ただし、令和６年５月１日の再改定と令和６年４月１日の改定の基本報酬単位に、それぞれ加算及び減算を適用して算出した額の差が補助額を下回る場合は、その額を補助額とする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付の申請は、交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出するものとする。

1. サービス提供実績内訳書（第２・３号様式）

　 (2) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（給与所得者を雇用する法人に限る。）

　 (3) その他市長が定めるもの

（交付の決定及び条件）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金の交付の決定をし、補助金交付決定通知書（第４号様式）により事業者に通知するものとする。

２　前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付を受けた日から５年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。

(2) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。

(3) 第９条第１項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第２項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合は、規則第１８条の２の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。

(4) 第９条第２項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第１８条の３の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。

（補助金の請求）

第７条　前条第１項の補助金交付決定通知書の交付を受けた補助事業者は、市長が定める日までに、市長に対し、請求書（第５号様式）により補助金を請求することができる。

（補助金の交付）

第８条　市長は、前条の請求書が提出された場合には補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第９条　市長は、事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定等を受けたとき。

(2) 第３条の要件を備えていないことが判明したとき。

(3) 第６条第２項第１号及び２号の条件に反したとき。

(4) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部の返還を命じるものとし、補助金交付決定取消通知及び返還命令書（第６号様式）を送付するものとする。

（加算金及び遅延損害金）

第１０条　事業者は、前条第２項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第１８条の２第１項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

２　事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第１８条の２第４項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年２月２６日から施行し、令和６年度中の補助金に適用する。

第１号様式（第５条関係）

　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者 | 住所（所在地） |  |
| 名称 |  |
| 代表者氏名 |
| （署名又は記名押印をしてください。） | | |

補助金交付申請書兼実績報告書

介護予防・日常生活支援総合事業施設運営費助成補助金交付要綱第５条の規定により、補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　円

２　市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）

□　介護予防・日常生活支援総合事業施設運営費助成補助金交付要綱第３条の規定により、市において、補助金交付事業者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

３　暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

□　介護予防・日常生活支援総合事業施設運営費助成補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

(1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成２４年浜松市条例第８１号。以下「条例」という。)第２条第１号に規定する暴力団をいう。）

・暴力団員等（条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

・暴力団員等と密接な関係を有する者

・上記３点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

添付書類

(1) サービス提供実績内訳書（第２・３号様式）

(2) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民

税特別徴収未実施理由書（給与所得者を雇用する法人のみ）

第２号様式（第５条関係）

サービス提供実績内訳書

（介護予防訪問サービス）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス  項目コード | サービス内容略称 | 基本報酬単位数 | | | 4月利用実績数 | | 合計基本報酬単位数 | |
| 4月  （改定） | | 5月  （再改定） | 4月  （改定） | 5月  （再改定） | 4月  （改定） | 5月  （再改定） |
| 1111 | 訪問型独自サービス１１ | 1176 | | 1176 | 人 | 人 |  |  |
| 2111 | 訪問型独自サービス１１日割 | 39 | | 39 | 日 | 日 |  |  |
| 1211 | 訪問型独自サービス１２ | 2349 | | 2349 | 人 | 人 |  |  |
| 2211 | 訪問型独自サービス１２日割 | 77 | | 77 | 日 | 日 |  |  |
| 1321 | 訪問型独自サービス１３ | 3727 | | 3727 | 人 | 人 |  |  |
| 2321 | 訪問型独自サービス１３日割 | 123 | | 123 | 日 | 日 |  |  |
| 2411 | 訪問型独自サービス２１ | 235 | | 1176 | 回 | 人 |  |  |
| 2421 | 訪問型独自サービス／２２１ | 261 | | 2349 | 回 | 人 |  |  |
| 2431 | 訪問型独自サービス／３２１ | 287 | | 3727 | 回 | 人 |  |  |
|  |  |  | 合計 | | | |  |  |
| ただし書き適用※3 | あり　・　なし |  | 合計額（合計×10.21） | | | |  |  |
| 補助額※4 |  | 差額（5月－４月） | | | |  | |

※1　4月実績数欄には4月（改定）、5月（再改定）それぞれにおけるサービスコード表の算定項目に準じた回数または人数を記載。

※2　合計基本報酬単位数欄には、4月（改定）、5月（再改定）それぞれの基本報酬単位数に対し、それぞれの4月実績数の値を乗じて得た単位数を記載。

※3　第4条ただし書き、「ただし、令和６年５月１日の再改定と令和６年４月１日の改定の基本報酬単位に、それぞれ加算及び減算を適用して算出した額の差が補助額を下回る場合は、その額を補助額とする。」に該当する場合は『あり』を、該当しない場合は『なし』を○で囲う。

※4　ただし書き適用が『あり』の場合のみ、ただし書きを適用したとき算出される額を記載。

第３号様式（第５条関係）

サービス提供実績内訳書

（介護予防通所サービス）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス  項目コード | サービス内容略称 | 基本報酬単位数 | | 4月利用実績数 | | 合計基本報酬単位数 | |
| 4月  （改正） | 5月  （再改定） | 4月  （改定） | 5月  （再改定） | 4月  （改定） | 5月  （再改定） |
| 1111 | 通所型独自サービス１１ | 1798 | 1798 | 人 | 人 |  |  |
| 1112 | 通所型独自サービス１１日割 | 59 | 59 | 日 | 日 |  |  |
| 1221 | 通所型独自サービス／２１２ | 1798 | 1798 | 人 | 人 |  |  |
| 1222 | 通所型独自サービス／２１２日割 | 59 | 59 | 日 | 日 |  |  |
| 1121 | 通所型独自サービス１２ | 3621 | 3621 | 人 | 人 |  |  |
| 1122 | 通所型独自サービス１２日割 | 119 | 119 | 日 | 日 |  |  |
| 1113 | 通所型独自サービス２１ | 360 | 1798 | 回 | 人 |  |  |
| 1223 | 通所型独自サービス／２２２ | 360 | 1798 | 回 | 人 |  |  |
| 1123 | 通所型独自サービス２２ | 402 | 3621 | 回 | 人 |  |  |
| 1311 | 通所型独自サービス／３１１ | 1618 | 1798 | 人 | 人 |  |  |
| 1312 | 通所型独自サービス／３１１日割 | 53 | 59 | 日 | 日 |  |  |
| 1421 | 通所型独自サービス／４１２ | 1618 | 1798 | 人 | 人 |  |  |
| 1422 | 通所型独自サービス／４１２日割 | 53 | 59 | 日 | 日 |  |  |
| 1321 | 通所型独自サービス／３１１ | 3259 | 3621 | 人 | 人 |  |  |
| 1322 | 通所型独自サービス／３１１日割 | 107 | 119 | 日 | 日 |  |  |
| 1313 | 通所型独自サービス／３２１ | 324 | 1798 | 回 | 人 |  |  |
| 1423 | 通所型独自サービス／４２２ | 324 | 1798 | 回 | 人 |  |  |
| 1323 | 通所型独自サービス／３２２ | 362 | 3621 | 回 | 人 |  |  |
|  |  |  | 合計 | | |  |  |
| ただし書き適用※3 | あり　・　なし |
| 合計額（合計×10.14） | | |  |  |
| 補助額※4 |  | 差額（5月－４月） | | |  | |

※1　4月実績数欄には4月（改定）、5月（再改定）それぞれにおけるサービスコード表の算定項目に準じた回数または人数を記載。

※2　合計基本報酬単位数欄には、4月（改定）、5月（再改定）それぞれの基本報酬単位数に対し、それぞれの4月実績数の値を乗じて得た単位数を記載。

※3　第4条ただし書き、「ただし、令和６年５月１日の再改定と令和６年４月１日の改定の基本報酬単位に、それぞれ加算及び減算を適用して算出した額の差が補助額を下回る場合は、その額を補助額とする。」に該当する場合は『あり』を、該当しない場合は『なし』を○で囲う。

※4　ただし書き適用が『あり』の場合のみ、ただし書きを適用したとき算出される額を記載。

第４号様式（第６条関係）

浜松市指令　　第　　　号

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　浜松市長

補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった介護予防・日常生活支援総合事業施設運営費助成補助金交付要綱について、下記のとおり決定します。

記

１　決定の内容

　　金額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　交付の条件

(1) 補助金の交付を受けた日から５年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならない。

(2) 市長は、交付した補助金について、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額の返還を請求することとする。

ア　虚偽の申請等をした場合

イ　補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合

ウ　補助金の交付決定を取り消された場合

(3) 第１９条第１項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第３項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第１８条の２の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。

(4) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

第５号様式（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 請求者 | 住所（所在地） |  |
| 名称 |  |
| 代表者氏名 |  |

補助金交付請求書

　　年　　月　　日付け浜松市指令　　　第　　　号により補助金の交付決定を受けた介護予防・日常生活支援総合事業施設運営費助成補助金交付要綱について、下記のとおり請求します。

記

１　金額　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

２　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 銀　　行　　　　　　　　　営業本部  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本店  信用金庫　　　　　　　　　支店  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出張所  農　　協 |
| 口座種別 | 普　通　・　当　座　・　その他 |
| 口座番号 |  |
| 口座名義（カナ） |  |

第６号様式（第９条関係）

浜松市指令　　第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　浜松市長

補助金交付決定取消通知及び返還命令書

年　　月　　日付け浜松市指令　　第　　　号をもって交付決定した介護予防・日常生活支援総合事業施設運営費助成補助金交付要綱について、交付決定の全部又は一部を取り消し、次のとおり返還を命ずる。

記

交付決定額　　　　　　　　　　　　　　円

交付年月日　　　 　年　　　月　　　日

取消額　　　　　　　　　　　　　　　　円

返還金額　　　　　　　　　　　　　　　円

返還期限　　　　　 年　　　月　　　日

取消・返還を命ずる理由